

令和2年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会（案）

日 時	令和2年10月6日（火）午後2時00分～4時00分
場 所	逗子市役所5階 第3会議室
出席者	[委員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、大橋 哲郎、関水 はる子 渡邊 仁史、桐ヶ谷 一孝、丸山 広宣
欠席者	[委員] 青 正澄、高城 宏一
事務局出席者	環境都市部長 石井 義久 環境都市部次長 青柳 大典 資源循環課長 中村 純一 資源循環課資源循環係長 城田 桃子 資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均 資源循環課資源循環係主事補 池田 由美 環境クリーンセンター所長 小川 慎 環境クリーンセンター収集係長 鷺原 尚仁 環境クリーンセンター処理係長 岩崎 敦
会議公開の可否	可
傍聴者	1名
議題等	(1)「逗子市一般廃棄物処理基本計画について」（諮問） (2)「逗子市災害廃棄物処理計画について」（諮問） (3)逗子市一般廃棄物処理基本計画の改定について (4)逗子市災害廃棄物処理計画について (5)その他
配布資料	令和2年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第 資料1 逗子市廃棄物減量等推進審議会 関係条文 資料2 逗子市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿 資料3 任期期間における審議内容及びスケジュール（案） 資料4 令和元年度清掃事業の概要 資料5 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 資料6 逗子市一般廃棄物処理基本計画＜中間見直し計画＞改定版

資料7 逗子市のごみと資源物の出し方（C U Z）

資料8 環境クリーンセンターパンフレット

資料9 逗子市廃棄物減量等推進審議会 諮問・答申一覧

資料10 一般廃棄物処理基本計画の位置付け及び構成

【事務局】 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから令和2年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開催します。

本日は、新しい委員の第1回目ですので、後ほど会長・副会長の互選をお願いする予定ですので、それまでの間、僭越ではございますが、私、環境都市部資源循環課長、中村が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日が令和2年度第1回目の審議会ですので、事務局から委員の皆さんを御紹介させていただきます。その後、恐れ入りますが、自己紹介をお願いしたいと思います。手元の資料で資料2のほうに委員さんの名簿があります。資料2です。それでは、お手元に配付させていただきました資料2の名簿の記載順に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、南川委員からお願いいたします。

【南川委員】 どうも皆さん、南川です。よろしくお願いいたします。逗子の仕事をしばらくやらせていただいております。逗子の駅に降りるたびに、やっぱり明るい空だなと思うことで勇気づけられることがたくさんございます。またどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、橋詰委員、お願いいたします。

【橋詰委員】 多摩大学グローバルスタディーズ学部、橋詰でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 本日は、青委員が御欠席です。

続きまして、大橋委員、お願いいたします。

【大橋委員】 大橋哲郎と申します。ふだんは都心の会社でウェブディレクターという仕事、ウェブ制作をやらせてもらっています。海が僕、好きでこっちに越してきて、それに関連するごみに関する事で何か役に立てることがあればと思い、今回参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

【事務局】 関水委員、お願いいたします。

【関水委員】 関水と申します。よろしくお願いいたします。何もよく分かってなくて来ています。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、渡邊委員、お願いいたします。

【渡邊委員】 市民公募の渡邊です。よろしくお願いいたします。仕事は実は廃棄物関係のコンサルタントをやっておりますが、この件に関しては商売抜きでいつもやらせていただいております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、桐ヶ谷委員が少し遅れて来るということです。それから、高城委

員が今日欠席です。

丸山委員、お願いいたします。

【丸山委員】 丸山です。こんにちは。商店会の代表ということで参加させていただいております。ごみが商店街から出ていけば非常にうれしい話なんですが、多少何かは小型店でもお買物をしていただいていると思いますので、そういう意味では商店のごみを減らしていくというも課題にあるかと思っておりますので、よろしくお願いをします。

【事務局】 続きまして、会長及び副会長の選出でございますが、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第10条で、会長、副会長は委員の互選により選出することになっています。選出方法につきまして何か御意見がありましたら、お願いいたします。

御意見ないようでしたら、前回に引き続きまして、南川委員に会長をお願いできませんでしょうか。

(拍 手)

【事務局】 よろしくお願いたします。それでは、南川委員に会長をお願いいたします。

副会長につきましては、南川会長から推薦していただけませんでしょうか。

【南川会長】 はい。橋詰委員に副会長をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

(拍 手)

【事務局】 それでは、副会長を橋詰委員にお願いしたいと思っております。それでは、そのように決定させていただきます。

早速ではございますけれども、南川会長と橋詰副会長に御挨拶をお願いしたいと思います。

【南川会長】 どうも南川でございます。よろしくお願いたします。今、廃棄物の関係、特にトレンドですね、廃プラスチックを海にこれ以上出すのをやめようということから大きな動きが出ております。かつては3Rという言葉だけで全てを表したのが、今は3Rプラスリニューアブルということで、単にごみを減らすとか、再利用する、それから、再生利用するだけじゃなくて、できるだけバイオ素材のものを使おうとか、それから、もう一つは、同じプラでも、単に潰すだけじゃなくて、気化して新しいエタノールを通して別の製品を作るとかいうことで、よりリニューアブルということで再生可能ということを強く見て全体の仕事を見直していこうというふうになってきておるところでございます。

そういう中で、これからまた逗子の仕事においても、中期的にはいろいろ見直していくことがあると思っております。ぜひ皆さんと一緒に新しい逗子の廃棄物行政を考えていきたいと思

います。引き続きよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、副会長、よろしくお願ひします。

【橋詰副会長】 多摩大学の橋詰でございます。前期に引き続いての副会長ということで、よろしくお願ひいたします。

私、実は前々から鎌倉の減量審の委員もしておりまして、逗子と鎌倉と葉山の2市1町のこういう計画もあるのでございますけれども、実は昨年11月から鎌倉のほうは会長を引き受けておりまして、利害対立はないと思っているんですが、少しでも地域にお役に立てればと。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。

それでは、以後の会議の進行につきましては、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第1項の規定によりまして、南川会長にお願ひいたします。

【南川会長】 では、次第にありますような順番で審議を進めてまいります。

最初に、逗子市一般廃棄物処理基本計画の改定及び逗子市災害廃棄物処理計画の策定について、市長から当審議会に対する諮問を受けたいと思います。

【桐ヶ谷市長】 逗子市廃棄物減量等推進審議会会長南川秀樹様。

逗子市一般廃棄物処理基本計画について諮問いたします。よろしくお願ひいたします。

続けて、もう一つ諮問をお願ひいたします。

逗子市災害廃棄物処理計画について、こちらもお願ひをいたします。

【南川会長】 ただいま桐ヶ谷市長から、一般廃棄物処理基本計画について、もう一つが災害廃棄物処理計画について、諮問を頂戴したところでございます。市長から諮問に当たって、一言お願ひしたいと思います。

【桐ヶ谷市長】 皆さん、こんにちは。廃棄物減量等推進審議会というお役をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。今日またスタートとして御審議をいただきたいと思うところであります。

このごみという問題は、行政に課せられた最大の役割の1つだと思います。それで、基本はそれぞれの行政の中、地区内で処理をしていくということが原則としてこれまでやってまいりました。本市におきましても、平成22年に一般廃棄物処理基本計画を策定、スタートいたしました。それで、10年を1つの期間とし、5年で見直しをかけながら進めていくというところでありました。本来ですと昨年にその時が到来しているわけですがけれども、たまたまその期日の辺りから、鎌倉市、そして、逗子と葉山町とで広域でごみの削減を推進しようという、そ

ういう広域連携の動きが出てまいりました。よって、1年間諮問を遅らせていただきました。本年、ここから令和3年スタートの5年計画に入っていくというところであります。

逗子市におきましては、この以前にごみの有料化ということで大きなターニングポイントがございました。おかげさまで、以来ごみはもう大分減ってまいりました。可燃ごみに関しては3割削減で、それで、不燃ごみのほうは7割削減という大きな成果も出てまいりました。

今現在は、葉山町のごみを受け入れしております。広域の中では、今後、鎌倉市が全て焼却を終了した場合には、逗子の可燃のキャパの範囲内、鎌倉市のもも受けるという計画で今進んでおるところであります。ある意味、ごみは優良資源だと。これによって他行政からの受入額、収入も一定見込みながら、どうごみを広域で処理していくかというのは大変大きな課題だと考えております。ぜひこのたびの諮問につきましては、今後の広域連携の中での逗子のまた在り方というものも御議論いただいて、御答申いただきたいものと考えます。

また一方、今、災害廃棄物処理という、これは初めての案件になりますけれども、昨今の、実は去年の今日が台風19号でございました。逗子市におきましては、洪水・浸水等の被害がなかったものですから大きな災害のごみは発生しておりませんが、各地のゲリラ豪雨等の災害を見ていると、一気に災害のごみがあふれ出る。それをどういうふうに計画を立てて事前準備をしていくか、大変大きな課題だと思います。

私は、3.11の震災、東日本大震災のときにずっと陸前高田のほうの支援を続けて、今現在もやっておりますけれども、当時、僕が行ったのはあれは4月5日頃だったと思いますけれども、1か月足らずのところ陸前高田に入りましたら、もう道路が本当に中央にやっとな車擦れ違うぐらい、警察車両がどんどん走っている、そんな状況の中で、その道の両側はもう瓦礫の山と。あのごみをどう処理をして計画するのかということ、災害規模にもよりますが、行政として本当にきちんと事前にどこまで準備ができて積み上げられるのかというのは非常に大きな課題だと考えます。

いずれにしましても、このごみという問題は行政にとっては決して他人事ではない。我々の強い考えの下にきっちり計画を立て、処理していかなきゃいけない問題だと考えております。ぜひ皆様におかれましては、本当にお忙しい中だと思いますけれども、様々な角度で御意見を賜りまして、御答申をいただければと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

【南川会長】 どうも市長、お忙しいところ、ありがとうございます。また我々頑張って審議いたします。引き続き御指導よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【桐ヶ谷市長】 申し訳ございません。失礼させていただきます。よろしく願いいたしま

す。

(市長 退室)

【南川会長】 それでは、本日の審議に入らせていただきます。まず最初に、事務局のほうから市の職員の方の紹介、そして、会議全体の進行について、流れをお話いただければ幸いです。中村さん、よろしくお願いします。

【事務局】 では、続きまして、本審議会事務局の市職員の紹介をさせていただきます。

【事務局】 皆さん、改めましてこんにちは。環境都市部長の石井と申します。私、ごみ行政については、最初に資源循環課長として携わりまして、それからずっと、立場は変わったんですけれども、ずっと続けて携わり続けて今年が10年目になります。また頑張っ続けてまいりたいと思いますので、ぜひとも御支援、御協力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 環境都市部次長の青柳と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 資源循環課長、中村です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 資源循環課係長の城田と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 資源循環課専任主査の鈴木です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 資源循環課主事補の池田と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 皆さん、初めまして。環境クリーンセンター所長の小川です。環境クリーンセンターは、逗子市の清掃事務所、清掃工場ですが、私、この4月から所長を仰せつかっております。私自身は、21年前にクリーンセンター収集係員でおりまして、そのとき5年間おりまして、ちょうど定期的に逗子の排ガス高度処理施設、ダイオキシン対策の整備工事中であったり、粗大ごみの戸別収集が始まった直後、あるいはペットボトルの分別収集や容器包装プラスチックの分別収集を開始したときに業務を行っておりました。それから16年ぶりですので浦島太郎のような気分ですが、皆さんと頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 環境クリーンセンター収集係長の鷺原でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 環境クリーンセンター処理係長の岩崎です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、審議会の進め方などについて御説明申し上げます。この審議会は、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例及び逗子市廃棄物減量等推進審議会規則に基づいて進めさせていただきます。お手元の資料の中に、条例の抜粋、規則全文がありますので、後ほど御確認ください。

本日の出席人数は、委員9名中7名でございます。したがいまして、過半数の出席がありますので、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により、会議は成立していることを御報告いたします。

また、本審議会は、法令又は条例に特別の定めがある場合、非公開情報に該当する事項を審議する場合、また、会議を公開することにより公正かつ円滑な審議運営が著しく阻害されるといった場合で審議会等の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことと決定した場合を除きまして、原則公開することとなっております。本日の会議につきましても、本条例20条第1項各号に該当する非公開とすべき内容はありませぬので、公開することといたします。

なお、本審議会の議事は、録音を取らせていただき、次回開催時に皆様に確認、了解いただいたものを議事録とさせていただきます。この録音データ及び議事録は公開情報になります。

傍聴の方は、もう最初から今日入ってもらっていますので、順次入ってもらうことにします。

次に、事前に送付させていただいています本日の資料の確認をさせていただきます。お持ちでない方は、後ほどお申し出ください。

まず、令和2年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第、資料1、逗子市廃棄物減量等推進審議会関係条文、資料2、逗子市廃棄物減量等推進審議会委員名簿、資料3、任期期間における審議内容及びスケジュール(案)、資料4、令和元年度清掃事業の概要、資料5、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画、これについては8月3日に策定したものです。資料6、逗子市一般廃棄物処理基本計画<中間見直し直計画>改定版、これについては今年の3月末に改定したものです。資料7、逗子市のごみと資源物の出し方(CUZ)、資料8、環境クリーンセンターパンフレット、資料9、逗子市廃棄物減量等推進審議会諮問・答申一覧。それと、本日机上配付しました令和2年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第、これ、差し替えをお願いします。順番が変わっています。それから、資料10、一般廃棄物処理基本計画の位置付け及び構成、これは本日追加の資料としてお配りしております。

それから、これは資料ではないんですけども、チラシが入っていまして、市民説明会のチラシと、ごみ分別アプリ3R、これのチラシが入っています。これは資料じゃないです。

以上でございます。

それでは、会長、お願いいたします。

【南川会長】 はい、よろしく申し上げます。資料は、もし始まって、ないものが分かれば言ってください。またそのとき、事務局の方から配付をしていただきます。

それでは、次第の順序に従って、審議を進めてまいります。最初に、議題3でございます。

逗子市廃棄物処理基本計画（案）につきまして、説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局のほうから、逗子市一般廃棄物処理基本計画、今日お配りしました資料、そちらのほうを御覧ください。

まず最初のページを開きますと、目次が出てまいります。構成でございますけれども、第1章が計画の位置付け、第2章が逗子市の概要、第3章がごみ処理基本計画、第4章が生活排水処理基本計画、第5章が計画の進行管理という、5章から成り立っております。

次のページをお開きいただきますと、第1章、計画の位置付け。計画の改定の趣旨でございますが、先ほど市長のほうからもお話がありましたように、これまでの計画を1年間延期しまして、本来ですと昨年度末で計画期間、10年間の期間が終わるところを、昨年度から1年間延期しまして、今年度までの計画として改定いたしました。こういうことで、来年令和3年度を初年度とする計画として策定しております。

計画の位置付けでございますけれども、今日お配りした資料10、今日机上配付しました1枚紙ですが、この2ページの図を、拡大をし、注釈を加えてございます。一般廃棄物計画策定の根拠ということで、資料10の一番下のほうに書いてありますけれども、一般廃棄物処理基本計画というのは、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、各市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと廃棄物処理法で定められておりまして、本計画もこれに基づいて策定しております。

この一般廃棄物処理計画の構成でございますけれども、一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づきまして、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画、これが一般廃棄物処理基本計画といいます。及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画、一般廃棄物処理実施計画の2つから構成されております。

それとまた、一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つの計画で成り立っております。この計画策定に当たりましては、国の廃棄物に関する法律、環境基本法、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、あとは、個別リサイクル法、これらが国の廃棄物関係の法律に該当するかと思います。それとあとは、県がこれら国の法律に基づいて作成しました、神奈川県循環型社会づくり計画、神奈川県災害廃棄物処理計画、これらを上位計画といたしまして、この基本計画を策定してございます。

また、本市の一般廃棄物処理基本計画策定に当たりましては、今年度8月につくりました鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画、これを踏襲して策定してございます。大きな

位置づけとしますというような形で策定しております。

次のページ、3ページですが、計画期間としまして、計画期間は、2021（令和3）年度を初年度に10年間の計画期間としまして、目標年度を2030（令和12）年度としてあります。その計画期間中の2025（令和7）年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。

第2章、4ページに参ります。こちらは逗子市の概要ということで、4ページが地勢、5ページが人口及び世帯数、6ページが産業、そして、7ページのほうでは土地利用状況ということで、逗子市の概要について取りまとめてございます。こちらのほうで見てまいりますと、人口・世帯数に関しては、僅かながら減少傾向にあるということと、産業で見ますと、6ページのほうに書いてありますけれども、事業所数では、卸・小売、サービス業で大体半分を占めて、従業員数ではやっぱり小売、医療・福祉で大体6割弱を占めているので、大体第3次産業が主体になっているということが言えるかと思えます。

次に、飛びまして、9ページに参ります。第3章としまして、ごみ処理基本計画、第1節、ごみ処理の現状。9ページのほうに、ごみ処理の沿革としまして、昭和43年からのごみ処理の経緯を記載してございます。ここでずっと見てまいりまして、つい最近の状況で見ますと、11ページの年次では27年、ここで先ほど話がありました、家庭ごみの有料化をこの27年度で実施してあります。それに伴いまして、27年度でまた、粗大ごみ手数料の変更、証紙250円から600円に変更、それと、収集ごみの細分化、7分別から18分別に変更してあります。そんなことで、27年度に最近ではかなり大きな変更をやっております。

次、11ページの人口及び世帯数とごみ排出量の推移。人口もここに書いてあるとおり減少傾向にあるということでございます。

12ページのほうにごみ排出量の推移、これが逗子市で出てくるごみの量について、その量を次のページ、13ページ、14ページにかけまして具体的な量について示してあります。具体的には14ページに年間ごみ量の推移を各分別しているごみごとに集計してあります。この表を見ていただければ、ごみの全体的な傾向が分かるかと思えます。

それと、14ページの下の方に、(3)発生原単位と資源化量及び資源化率。発生原単位というのは、1人1日当たりのごみ排出量、これを発生原単位と呼んでおります。その推移につきましては、15ページ、1人当たりの排出量、令和元（2019）年度は、文字が小さくて大変申し訳ないですが、収集ごみ、家庭から出るごみとしては499.3グラム、収集と、あと、直接搬入、事業系ごみを含めたごみ全体では1人当たり847グラムとなっております。

次、15ページの資源化量及び資源化率について、表3.1.6に各資源ごみごとに詳細を示してあります。この資源化率について見ますと、表3.1.6の2019（令和元）年度、こちらで参りますと、表の一番下に資源化率（%）とありまして、そちらが47.5%。大体48%～47%でここ数年はこの割合で推移してあります。

次に16ページ、ごみ処理の流れについて記載してあります。17ページにそのフローを記載しております。今日、ごみの関係で、市民委員の方とか初めて見られる方もおられるかと思いますが、これが大まかな逗子市で処理をしている流れになります。まず一番左が、ごみを分別して集めている区分です。燃やすごみ、不燃ごみ、ペットボトルなど、それを収集・運搬して、どこに持って行って中間処理して資源化を行っているか、あるいは処理しているかという、その流れをこの図で示しています。

例えば一番上の燃やすごみですが、これは収集・運搬が、直営・委託・許可・直接搬入という、そういう分類でごみが搬入されます。それらを環境クリーンセンターの焼却施設に搬入しまして焼却をします。その焼却後に焼却残渣が出てまいります。それは処理・処分ということで、埋立てと資源化、この両方で今実施しております。このようなことで現在クリーンセンターでは、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ペットボトルストックヤード施設、これはペットボトルの選別施設、それと、容器包装プラスチック選別処理施設、植木剪定枝資源化処理施設、この施設が今あります。事前にお送りしたパンフレットに載っていたかと思うんですが、今時点で逗子市にはこの施設を設置しております。このようなことで処理・資源化等を行っております。これが大まかな逗子市におけるごみ処理の概要になります。

次、18ページに行きまして、ごみの処理主体ということですが。今お話ししたような、各家庭から集めるごみを、どのような形で集めて、どこに、主体として直営なのか、委託なのかというようなことでの分けた表が表3.1.7になります。あとは、下の（3）の組織体制、現在の逗子市におけるごみ処理の体制でございます。

次、19ページ開いていただきまして、ごみの減量化及び資源化の状況ということで記載しております。まず（1）ごみ処理の有料化ということで、表3.1.8、こちらのほうには、家庭ごみ処理手数料の推移ということで、2015（平成27）年度から有料化を始めましたので、その推移をここに記載してあります。あと、表3.1.9、有料化前と有料化後の燃やすごみ量及び資源化率の比較ということで、有料化によってどのようなごみの排出状況が変わったのか、ここに示してあります。平成26年度は10月からですので、これは半年ぐらいの量の変化です。そのようなことで、2014年と2016年を直接比較していただきますと、燃や

すごみ量で1万4,000トンから1万トン強ぐらいまでごみが増えているという数値になります。それと、資源化率も39.1から47.6までに増えております。そのような状況になっております。

20ページ、集団資源回収。これは集団回収の収集量をこちらに記載してあります。大体年間で3,000トン強、2019（令和元）年度で3,000トンちょっとほどの集団回収で資源物の回収ができております。

次、21ページ、生ごみ処理容器等の設置支援の状況を記載してあります。これが、図のほうですけれども、助成台数の推移。極端に2015年に増えているというのは、有料化前の状況で、助成が増えている状況になっております。

そのほかに、資源物の回収としまして、逗子市においては資源物の拠点回収を行っております。その実績につきましては、22ページに回収拠点数及び回収量の推移ということで、現在、2019年度で拠点としまして12拠点、こちらに書いてあるように、種類としまして、蛍光管、水銀式体温計、廃食用油、あきびん、乾電池、小型充電式電池、CD・DVD、これらの種類について拠点回収を行っております、こちらの表に書いてある数値が回収量になります。それと、使用済み小型家電の専用回収ボックスも設置しております、実績に関しては表3.1.12に示してあります。

次、23ページを開いていただきまして、こちらのほうは、収集及び運搬の状況。現在の収集・運搬の概要については表3.1.13に示したとおりで今実施しております。それとあと、23ページの下の方に、ルール違反の場合の、シールを貼ってごみの分別の徹底を図るような形で対応しております。

次、24ページに参りまして、中間処理及び最終処分の状況。（1）焼却量及び最終処分量を表3.1.14に示してあります。こちらのほうが逗子市における処理の内訳、それと、その処理後の残渣量等について示してあります。

（2）ごみの性状。ごみの性状、各家庭から集めるごみがどのような状況になっているかというのはごみの湿ベースの分析でやっております、年4回、逗子市では調査をしております。その結果が25ページのグラフになりまして、これが令和元年度の実績。紙類が38.4%、生ごみが35.4%ということで、紙類が38%でかなり大きなウェイトを占めている状況がうかがえるかと思えます。

次に、25ページの（3）の施設整備状況ということですが、先ほどお話ししました中間処理施設の状況ですが、施設の規模とか施工年度とか、それについて取りまとめたのが26ページ

の表3.1.15になります。例えば焼却施設は、施設名、焼却施設、施工年月日が1981（昭和56）年ですからかなり古い焼却施設で、焼却施設の規模が140トン／24h（70トン／24h×2）ということで、この24というのは24時間連続運転で、140トン2炉、1炉当たり70トン、計画能力だと70トンだということです。そんな形でこの表を見ていただければよろしいかと思えます。

次に、27ページに参りまして、こちらはごみ処理事業の状況ということで、ごみ処理に要する経費を表3.1.16に記載してあります。一番近年の2019（令和元）年度で見ると、中間のところ、真ん中ほどにabcdのdのところ、処理及び維持管理経費としまして9億4,951万6,000円、これが逗子市におけるごみ処理の経費になります。それで、1人当たりの経費と1トン当たりの経費もこちらのほうに記載してあります。

次に、28ページがごみ処理施設建設等に伴う公債費ということです。地方債の借入れを行って毎年度の費用負担を平準化するような形にしておりまして、その状況をここに示してあります。主な公債費の金額の動きというのは、ちょうど平成24年度と25年度の2か年にかけて、ごみ焼却施設の基幹的整備改良事業を実施しておりまして、これは簡単に言いますとリフォームしたということです。そんなことで、結構、30億ほどの金がかかっておりまして、その関係での借金だということで見ただけであればと思えます。28ページにその状況を示してあります。

次、29ページが、これはごみ処理広域化の状況。今年の8月に鎌倉・逗子・葉山のごみ処理広域化実施計画を策定しました。1998年から広域化を県の指導に基づいてやっておりましたが、やっとこの2020年に2市1町で広域化実施計画をつくることができました。この流れを記載してあります。

次、31ページに行きまして、ごみ処理の評価及び課題をこの第2節に記載してあります。まず1番目としまして、ごみと資源物の総排出量。まず前計画の目標が、2019（平成31）年度でごみ量を1万7,221トンまで削減しますという計画でありましたが、実質は1万8,538トンということで、7.6%ほど削減ができなかった、オーバーしたという、そんな状況でございます。

それと、資源化量及び資源化率でございますが、次の表3.2.2、これも2019年度の目標が資源化量9,110トン、資源化率53%という目標を立てておりましたけれども、2019年の実績では資源化率47.5%にとどまったということです。計画の大体9割程度に収まったという、そのような状況になっております。

最終処分量と最終処分率、これが表3.2.3のほうに記載しております。2019年度の目標が最終処分量が187トン、最終処分率1%、それに対して2019年度実績は、最終処分量は62トンで0.3%でした。最終処分量と処分率に関しては目標を達成することができております。

次、33ページに参りまして、2、前期施策の達成状況。前期の計画の中で大きく、(1)発生抑制と排出抑制・再生利用の推進、(2)環境負荷の低減と適正処理の推進、(3)ごみ処理事業の効率化の推進、(4)市民、事業者との共同、(5)として広域処理の推進、この5つを計画に挙げております。その詳細につきましては、次のページの横長の表3.2.4、こちらに主な施策、今挙げました大きな方針の横にさらに施策を掲げておりまして、それらの達成状況をこちらに取りまとめてあります。

表3.2.4の一番上の発生抑制と排出抑制・再生利用の推進、例えば①事業系ごみの適正処理ということで、計画概要が、事業系ごみの処理料金については近隣市町との均衡を考慮し原価より低く設定したため、改めて適正化に向けて見直しを行うということで、実績としては2016(平成28)年10月に、処理料金を10キロ150円から250円に改定を実施。このような形で、計画に対してどういう状況かというのをここに取りまとめてあります。ほぼ達成された施策については、ほぼ達成されたというふうに評価してあります。

次、37ページのほう、これは国・県の目標との比較で、これは後ほど見ていただければよろしいかと思いますが、国・県の目標に対しては、例えば1人当たりの排出量、再生利用率、リサイクル率、これはもうほぼ各目標に対して逗子市においては達成しているような状況にあります。

38ページの4の県内他市町村とのごみ処理統計指標の比較ということです。表3.2.6のほうは、県が毎年集計しております神奈川県一般廃棄物処理事業概要というもの、これは県が毎年集計して公表している数値になります。この表でいきますと、逗子市が、1人当たりの排出量が830グラム、1人当たりごみ処理費が1万6,000円、1トン当たりごみ処理経費が6万4,119円、リサイクル率が46.4%。県内で見ますと、1人当たりの処理費と1トン当たりのごみ処理費がかなり高い状況になっていますが、実際この県の集計というのは、現在、葉山のごみを入れた形で全部県が単純に集計してしまっていて、葉山からのごみを考慮して再度計算をし直しますと矢印の下のほうになりまして、1人当たりのごみ処理経費が1万2,640円、1トン当たりの処理費が4万6,000円という、実際この程度が逗子市の経費として今かかっている数字になります。

次、38ページの下の5、ごみ処理の課題ということで、次のページの表3.2.7、こちらのほうに、以上の結果、今説明したような内容を取りまとめ、課題としてこちらの表に記載してあります。

次、これらを基に、今後、逗子市のほうの計画としてどのようにやっていくかということで取りまとめたのが40ページからの第3節、基本方針及び基本施策ということで計画を立ててあります。

1番、ごみ処理の基本理念。これは鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に掲げる基本理念を踏襲しまして、資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指します。

基本方針、こちらのほうは大きく4つ挙げてあります。まず1番目といたしまして、持続可能な循環型社会形成取組の推進、(2) 安定的・効率的な処理体制の整備、(3) 市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進、(4) 廃棄物処理の広域連携の推進、この4つを基本方針として掲げてあります。

具体的な基本施策としまして、次のページ、41ページ、(1) 持続可能な循環型社会形成への取組の推進としまして、まず食品ロスの削減、イ、プラスチック資源循環の推進、そのプラスチック資源循環の推進としまして、マイバッグ・マイボトル運動、指定ごみ袋のバイオマスプラスチックの使用、ウとしまして、生ごみ処理容器等購入費助成制度、これは継続で進めます。エ、家庭系生ごみを分別し資源化、これも新しく、今の計画ですと、令和6年度から葉山町との資源化を推進していく予定になっております。オ、資源化品目の拡大、カ、事業系一般廃棄物の減量化・資源化、これらは2市1町で連携して推進していくという広域化実施計画に基づきまして、①食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用、②食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、③排出事業者への適正排出の指導等、④手数料の見直し、キとしまして、高齢者等世帯に対するごみ出し支援について、以上を1番目の持続可能な循環型社会形成の取組の基本施策として計画してあります。

次に、安定的・効率的な処理体制の整備といたしまして、ア、ごみ処理における温室効果ガス排出の削減、イ、焼却施設の長期安定稼働、次、43ページに参りまして、ウ、広域連携の推進、エ、災害廃棄物の収集・処理体制の整備、以上が(2)としまして安定的・広域的な処理体制の整備の基本施策として掲げております。

次、(3) 市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進としまして、ア、廃棄物減量等推進員との連携、イ、市民活動への支援(市民・事業者との協働)、ウ、広報活動の充実、

以上が市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進になります。

(4) 廃棄物処理の広域連携の推進としまして、ア、事業系一般廃棄物の減量化・資源化、イ、ごみ・し尿処理の広域処理ということで、廃棄物処理の広域連携の推進として掲げてあります。以上が、基本施策として進める施策としてあります。

次、45ページに行きまして、4としまして、循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割ということです。まず(1)番、市民の役割。例えば資源循環に配慮した生活、無駄な物を買わない、これが市民の役割としてここに掲げてあります。(2)事業者の役割として、アとしまして、環境に配慮した事業活動の推進、イ、環境に配慮した製品の製造等、そして、(3)市の役割。資源循環形成に向けた仕組みづくり、イ、適正処理の推進、ウ、災害廃棄物処理体制の構築、これを市の役割として、市民、事業者、市の各役割として掲げてあります。

次、47ページに参りまして、これは先ほど説明しました各施策のスケジュールをこちらに記載してあります。まず中間年度の2025年度までに実施すべき項目があって、検討するのが△ということですが、ほぼ25年度までは各施策について実施していく計画であります。

次、49ページ、第4節、計画目標ということです。目標は、まずごみ排出に関する目標が1番目、2番目として、資源化に関する目標、3番目として、51ページの最終処分に関する目標ということで、3項目について目標を設定してあります。

まずごみ排出に関する目標では、49ページの表にありますように、1人当たりごみ排出量と1人当たり家庭ごみ排出量です。1人当たりごみ排出量と1人1日当たり家庭ごみ排出量の違いですけれども、真ん中の、ちょっと字が小さくて申し訳ございませんが、1人1日当たり家庭ごみ排出量というのは、資源物以外、資源ごみ以外のもので、資源物を除いた数値です。そのようなことで、例えば令和元年度が845に対して、家庭の、資源物を除くと342ということで、それに対する2030年度の目標がこの845から768、342から218という、この数値を設定してあります。そして、ごみ総排出量に関しましては、1万8,538トンから、2030年度では1万5,519トンということで、対16%程度の減量ということで見込んで計画してあります。

そのようなことで見ていただきますと、50ページの資源化目標につきましても、計画目標年度では63.8%まで資源化率を上げるという計画になっております。これは、これから資源物、紙ごみの分別とか、そして、ごみを減らして資源物を増やすということ、そのようなことと、あと、生ごみの資源化等も今後計画の中に入れていきますので、ここまで上がるだろうということで計画を設定してあります。

最終処分に関する目標に対しましては、51ページに示してあります。こちらの最終処分量に関しましては、令和元年度の62トンから47トン。現在、逗子市のほうは埋立てが今、かなり厳しい状況で、埋立てを行わないで、外部で委託で資源化を行っている状況です。それで、今後も外部で行う計画ですが、資源化及び埋立て、この辺も経済的な効果を見ながら、その中でやっていくということで、現状の維持の、最終処分率を0.3%で維持していく状況で計画を立ててあります。

次、第5節からは、各個別計画になります。最初、52ページに資源化計画を記載してあります。資源化の基本方針と資源化施策を記載してあります。資源化の施策は、ア拠点回収、イ家庭用生ごみ処理容器の普及促進、ウ家庭からの紙類等の分別資源化、エ燃やすごみに含まれる生ごみを分別し資源化を推進、オ焼却残渣の資源化、これらを資源化施策として計画してあります。

次、53ページが収集・運搬計画になります。収集・運搬計画のほうでの新たな計画というのは、54ページの表3.5.1の収集のところの生ごみ、これを新たに分別に加えています。生ごみの分別の計画については今後検討し、効率よいやり方でやっていこうということで、今後検討してまいります。

あとは、イのほうには、今後、超高齢化ということでいろいろ言われておりますので、その高齢化社会への対応ということで計画を掲げてあります。

次、56ページに参りまして、中間処理計画になります。こちらのほうも、具体には、現状の維持で処理はやっていきますけれども、ただ、生ごみについては、葉山町との資源化を共同で行っていくという、この新たな施策に追加しています。

あと、最終処分の計画は、先ほどお話ししましたように、現在外部委託している資源化を、熔融固化と焼成及び埋立ての3つの方法で考えられますので、今後、効率と環境負荷、これを考えて適切な方法でやっていく予定にしております。

次、59ページのその他ごみ処理に関して必要な事項ということで、不法投棄対策、と災害廃棄物対策について記載してあります。災害廃棄物対策に関しては、今日諮問しました逗子市災害廃棄物処理計画に基づいて、処理を行うことで記載してあります。以上がごみ処理基本計画の部分になります。

次、60ページからは、生活排水処理基本計画ということで記載してあります。現在、生活排水処理といいますと、家庭から出るし尿、それと、風呂とか台所から出る生活雑排水、これらを合わせて生活排水と呼んでいまして、それらの処理の流れをここに記載しております。現

在、し尿と、あと、浄化槽汚泥に関しましては、葉山町への委託処理によって、葉山町し尿等下水道投入施設に搬入して処理を行っております。

61ページの生活排水処理実績はこの表に記載しているとおり、2019年度の生活排水の処理率というのはいま99%、ほぼ下水が完備しておりますので99%まで処理がされているということで、生活排水に関してはほとんど現状のまま維持するような形で計画を進めております。

そのようなことで、ページ63、64には現状について取りまとめて、実際、浄化槽の人口等も、実績に示してあるように、ほとんど少ない人口になっております。

ページ65から66のほうは、第2節としまして、生活排水処理量の将来予測。現状で推移していくと、どの程度のし尿なり、あとは浄化槽汚泥が出てくるかということで推計した量になります。量からすれば、かなり少ない量で推計されます。

68ページは生活排水処理基本計画を記載してあります。基本方針、し尿・浄化槽汚泥処理計画を記載しております。中間処理としましては、収集したし尿及び浄化槽汚泥は、葉山町し尿等下水道投入施設に搬入し、委託で処理をしますということで、これは逗子市ではなく、葉山町のほうに委託処理を行うと、こういう計画、現状を維持していく計画になっております。

最後、69ページに進みますと、これは計画の進行管理ということです。よく耳にするようにPDCAサイクルによって、このような形で現行の計画を管理していきます。基本的には、先ほどもお話ししましたように、5年を中間年度として、中間年度、主に5年ごとに計画を見直すということで計画に入れてあります。

下の、2、上位計画との連動ということで、これは計画の中に総合計画のリーディング事業を記載するよとということになっておりまして、これはその計画をここに記載してあります。

72ページは、資料ということで、これはごみの排出量の予測ということで資料等を添付しております。こちらのほうは、2市1町の広域実施計画を基にしまして、そちらに、今後逗子市として計画する家庭からの生ごみの分別・資源化、事業系生ごみの資源化促進、事業者訪問・展開検査等による排出抑制、事業所からの紙ごみの資源化による排出抑制、それと、新たな施策として、燃やすごみ中に含まれる資源化可能な紙類の分別による資源化の推進、食品ロスの削減、これらを見込んで将来どうなるかということで推計した結果がこちらの表になります。こちらのほうはまた見ていただければ。推計的にはこれらを見込んで、先ほどのごみの分別の組成分別の割合を基に推計してあります。

簡単ですが、かなり時間も迫ってしまして、それでかなりせわしなく御説明させていただき

ましたけれども、以上で基本計画の説明とさせていただきます。

【南川会長】 鈴木さん、ありがとうございました。

桐ケ谷さんが来られましたので、御紹介します。

【桐ケ谷委員】 よろしく申し上げます。桐ケ谷と申します。

【南川会長】 ありがとうございました。それで、皆さんにお願いでございますが、今日はもう一つ、実は災害廃棄物の計画の説明がございます。この後のコメントを経て、また次回はじっくり内容について議論をするということになりますので、今日は、皆さん、この段階では、取りあえずお一人1問ということでおのおの質問をしていただきたいと思います。取りあえずこの一般廃棄物処理計画について1問ぐらいを目途に御質問いただければ幸いです。また次回詳しくやります。あと、今日も時間が早く、余ればまたやりますけれども。

いかがですか、渡邊さん。

【渡邊委員】 たくさんあるんですけど。

【南川会長】 すみません、あまり。分かります。ちょっと今日はこの後の説明も聞かないと、皆さんに全体を理解いただかないといけないものですから。

【渡邊委員】 あと、これ、次、災害廃棄物のやるんですか。

【南川会長】 そうなんです。

【渡邊委員】 じゃ、すみません、1点だけ。いろいろほかにあるので、個別にちょっと質問させていただいて。

【南川会長】 どうぞ、はい。

【渡邊委員】 これは会長にお聞きしたほうがいいのかもしれませんが、こちらの逗子・鎌倉・葉山ごみ処理広域化計画の中の29ページにごみの組成の表があるんですが、これを見ると、逗子市のごみの組成というのが、紙類、布類、合成樹脂、木・わら、厨芥類、不燃類、その他となっているんですけども、このうちの合成樹脂類というのは、葉山町が0.8%、鎌倉市が10.6%に対して、逗子市が15.1%と、非常にとは言わないんですが、高いんですね。

【南川会長】 高いですね。

【渡邊委員】 これの要因を見ると、すみません、この広域化のほうの資料で申し訳ないんですけども、14ページ、15ページ、16ページにそれぞれのごみのフローがあるんですね。その中でどうも見ていると、例えば14ページの鎌倉市さんのほうは、製品プラスチックという名前が分別されて保管されて、サーマルリサイクルに持っていつているんですね。

これに対して、15ページが逗子の、これはごみの基本計画にも書いてあるものなんですけれども、これは逗子のほうは容器包装プラスチックという形で収集のほうに入っています。一方で16ページ、今度、葉山町のほうはプラスチックごみということで入っている。葉山町が一番分かりやすいと思うんですが、ごみの分別、特にプラスチックの資源化に当たっては、容器包装プラスチックとその他のいわゆるプラスチック、製品プラスチックと呼ばれる、鎌倉市さんのようなもの。鎌倉市さんのほうもちなみに、14ページ、言い忘れた、下から2番目のところに容器包装プラスチックというのが入っているんですね。

この中で、今後、逗子の計画を行っていくのに、こういった製品プラスチックについては、やはり分別回収、資源化をしたほうがよろしいのかどうかというのと、あと、この製品プラスチックってどうやって資源化するんですかというのが、実は私も調べているんですけども、いまいち、国のほうもまだ方針が出ていないような気がするんですけども、その辺り、情報、それから、どうしていくべきか。

【南川会長】 分かりました。ちょっと情報だけ私からやります。あと、なぜ逗子が高いか、すみません、私もよく分かりませんので、もし分かればね。

それで、まず情報だけ言いますと、今、国のほうで見直そうとしているのが、プラスチックの川とか海への流出を減らしたいということが世界的な課題になっています。その中で、単にごみを減らそうということだけじゃなくて、リニューアブルということで再生したいと。それで、実は2つありまして、本当に従来の例えばこういうものを砕いてまた資源化するだけじゃなくて、それだけだと限界があると。

今これでいうと、ペットボトル自身は、まだ結構ペットボトルそのものになったりとか、あるいは衣類になったりということでもかなりリサイクルされています。問題は、この蓋とかラベルについていうと、なかなかこれだけで単独で集めるのは難しいものですから、ほかのプラ関係と一緒にあってどんどんごちゃごちゃになるんですね。混合します。ところが、リサイクルというのは混合すればするほど質が悪くなって、いろいろなものが混じりますからどんどん質が悪くなって行って、バレットとか公園の擬木とかベンチになってしまうということで限界があるということで、今やっているのは、新しい技術も入れて新しい対策を考えたりと。

具体的には、特に一部の廃棄物関係の会社ですけれども、プラであればプラとして集めてもらえば、ペットボトルでも、それから、こういうラベルでも、それから、バケツとか、水差しとかそういったものでも、適宜いろいろなプラの種類、4つ、5つあるものですから、それがかなり自動的に機械で振り分けできるということも、これ、例えばビオリアという会社なんで

すけれども、そういう技術もできていっていると。

だから、そういったことを適用してやれば、もっとより細かく、さほど費用を増やさないで分別ができる。そうすると、それぞれの性格に応じてプラが分別収集できて、より次のまた新しいリサイクルに進みやすいということがあります。ですから、あまりいわゆるリサイクルマークとかこだわらないで、とにかく一気に集めてしまうということも1つはできるようにしたいということを言っています。

ただ、それでいろいろな自治体の方の意見を今、非公式にも聴いているんですが、1つは、そんなことはいいと。言ってみれば、バケツも、それから、ちょっとしたスコップも含めてまとめて集めてもいいですよ。そのほうが収集・運搬の手間も助かると。その代わり、それについていうと、我が自治体の場合は、焼却炉が余裕があるので、まとめて燃やしてしまいたい。そして、発電をするなり、熱を取るなり、そういった形で使いたいと言っている自治体もあります。

それからもう一つは、一遍に集めて、そして、それが比較的簡単に分別できるのであれば、それを集めた形で、今度は例えばそれを集めたもの自身を溶かす、あるいは気化するということで違う資源として使う。ということで、従来の潰して練り上げるようなマテリアルリサイクルじゃなくて、違う、原料に戻して、また原料を取り出して、またそこから新しいマテリアルリサイクルをするということを選択したいという自治体もあるようです。そこら辺をもう自治体の選択できるような形でしょうということで、今、制度のほうを国のほうでは1つは議論をしています。そういうものが大きな流れであります。

何かこの数字、分かります？

【事務局】 はい。鎌倉と葉山が合成樹脂が多いのは、渡邊さん言うように、容器包装プラスチック以外のものを燃やさないで、それを分けて資源化しているからです。単にそうやっている。逗子の場合は、容器包装以外は燃やしています。平成9年度のダイオキシン対策の特別措置法が出来た頃には、プラスチックを燃やすとダイオキシンが出るよとか言われていて、バグフィルターをもう全部実際つけて、別にプラスチックを燃やしてもそんな有害なものは出ないということで、今燃やしているところです。

鎌倉と葉山については、まず葉山は焼却炉がないので、とにかく燃やすごみを減らさないコストがかかっちゃう。燃やすよりも、それだけで資源化したほうが多少安い。鎌倉の場合は、年間の焼却量が3万トンまでというふうに住民との合意がありますので、そこまで抑えるまでに焼却量を減らしているところです。

今、会長からのお話があったように、8月19日の新聞にも載りましたけれども、産業構造審議会のほうで、今、容プラ以外のものも一緒に、こういう眼鏡とかプラスチックなんですけど、これとかこれとか一緒に資源化しちゃおうよという動きが出ています。それは今回の計画にはまだ始まったばかりなので書けないので、この中には反映していません。ちょっと流れを見えています。

【渡邊委員】 将来にも取りあえずそれはやるつもりはない？

【事務局】 いや、というか、国がその審議会で答申が出て、そうやっていくよとなったら、それはそれでまたそこで考えますので、やる必要はないというのではないです。考えます。今の段階ではまだ書けないというところです。

【南川会長】 国のほうがはっきりした方針が出るのは、来年の春になると思うんですね。それまではしょうがないと思う。

【渡邊委員】 なるほど。

【南川会長】 あとはいかがですか、皆さん。ちょっと1つ、プリミティブな質問なんですけれども、いろいろな目標値をつくりますよね。循環率を上げるとか、ごみの量を減らすとか。こういうものって、行政当局が減らそうということで実際動けるところと、あるいは本当に市民にお願いするしかないこととありますけれども、そういう目標数値というのは何かあれですかね、過去のトレンドとか何かである程度引っ張ってきているんですかね。

【事務局】 今回の目標数値は、主なものは生ごみと紙のごみなんですね、資源化のところできると。そうすると、生ごみが今どれだけあって、協力率がどのぐらいまで伸ばせばここまで資源化が行くという数字でつくっています、今回は。紙についてもそうです。

【南川会長】 どうぞ。

【桐ヶ谷委員】 すみません、私も今、所管の方から御説明があったとおり、やはりここ数年、紙ごみ、要は、リサイクルできるごみが、ここにも出ているように38%、やはり第1位ということで、これは逗子のまちだけに特化したことなのか、他の市町もそういったごみが多いのかということをお伺いしたい。

併せて、もう社会全体で、先ほどプラごみのお話が出ていましたけれども、ストローをやめるとか、大手メーカーがスプーンをやめるとか、そういった中でどんどん縮小傾向にある。また、レジの有料化になってから、レジ袋もどんどん縮小化になっていくということで、社会全体の流れの中で減るものもあれば、これから逆に宅急便なんかは今、増えているという報道もありますので、段ボール、紙ごみが増えていくということも考えられるんですけれども、ごみ

をいかに削減していくかという具体策みたいなのがあるのか、それとも、それを我々、こちらにいる先生方の知見なんかを借りて案を出してもらいたいのかという、いずれなのかということもちょっとお伺いしたいんですけども。

【事務局】 今回は、今言ったように、数字で表しているのは、本当に生ごみと紙ごみなんですね。紙ごみでいうと、逗子市の場合、40%ぐらい今あるんですけども、これが全部資源化できるかという、それは違うんですね。鼻をかんだ紙なんかは資源化できないので。そうすると、この中に何%と入っているかという、10~15ぐらいは資源化できるものが入っている。それを啓発によって、燃やすごみに入れないで資源化のほうに回すという形を取っていききたい。

あと、事業系もそうなんですけれども、事業系のごみって結構、紙のごみが燃やすごみで結構なパーセントで入ってきちゃうんですね。そちら、展開検査とって、ごみをピットの中にほっぽる前に、全部開けて、何が入っているのか調べるんです。そうすると、かなり紙ごみが多いので、事業系についても指導をしているところです。

【桐ヶ谷委員】 事業系の紙ごみというのは、段ボールとかレシートとかそういった感じ？

【事務局】 段ボールとかじゃなくて、本当にミックスペーパーですね。こういう紙とかお菓子の箱とか、全部燃やすごみに入っています。

【桐ヶ谷委員】 分かりました。すみません、ありがとうございます。

【南川会長】 あと、いかがですか。どうぞ、橋詰さん。

【橋詰副会長】 じゃ、1つだけ。細かいところはじっくり読ませてもらうんですが、もう早分かりで、今回の施策として目玉は何ですか。

【事務局】 今回の施策の目玉は生ごみの資源化です。

【橋詰副会長】 なるほど。

【事務局】 生ごみの分別・資源化、ここで10%以上の資源化をしたいと。

【橋詰副会長】 ありがとうございます。

【南川会長】 あと、大橋さん、関水さん、丸山さん、よろしいですか。どうぞ、大橋さん。

【大橋委員】 ありがとうございます。P15の資源化量及び資源化率で令和元年度が47.5%というふうになっているんですけども、これが行く行くは何%に持っていききたいとって、何か長期的な目線で何%に持っていききたいとかというのがちょっとはっきり分からなくて、そこをお伺いできればと。

【事務局】 50ページに2030年度の目標がありまして、63.8%です。50ページの

表です。

【大橋委員】 これは今言っていた、生ごみの資源化でプラス10%目指しているというのも含めてということ？

【事務局】 合わせて、はい。

【大橋委員】 じゃ、それに、生ごみ以外に今後さらにもう何%か模索していくと？

【事務局】 はい。大きいのは生ごみと紙ごみです。

【大橋委員】 ありがとうございます。

【南川会長】 よろしいですか。じゃ、すみません、また説明を聴くことにします。もし必要があれば、今の一般廃棄物についても、最後にまた御質問ください。

では続きまして、災害廃棄物処理計画について御説明をお願いします。

【事務局】 逗子市災害廃棄物処理計画について説明をいたします。

まずこの計画自体は、先ほど市長の話にもありましたように、逗子市で初めてつくる計画があります。それで、災害廃棄物の処理となりますと、大きく概略的に先にお話しさせていただきますと、災害が起きたときに災害廃棄物をどう処理するかということと、あと、日常的に出てくるごみは、災害が起きても、日常で出るごみ、生活ごみ、これとあと、生活のし尿であります。これは災害が起きても必ず出る。それに、災害に伴って災害で起きる瓦礫とかいろいろな災害廃棄物、それと、避難所がどんどん設置されますので、避難所からのごみ・し尿も処理しなければならないということを頭に入れていただきながら話を聞いていただければよろしいかと思えます。

それではまず、目次のほうを見ていただきますと、大きく、まず第1章のほうで基本的事項。これは災害廃棄物を考えるときの基本的な概要について記載してあります。それと、第2章が、平時の備えということで、災害が起きたときに混乱することのないように、通常、平時のときに計画なり、注意とか、そういう事前に検討することについて記載してあります。第3章のほうで、発災時の対応ということで、これは実際に災害が起きたとき、どのように計画的に処理すればいいかということでまとめてあります。

まず1ページのほうから説明いたします。計画の趣旨ということで、これは1ページの中段記載しておりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これは廃棄物処理法とありますが、2015年7月に改正され、さらに、廃棄物処理法に基づく基本方針が2016年1月に変更され、一般廃棄物処理計画に災害廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込むこと及び災害廃棄物処理計画を策定することなどが規定されました。これは市町村で災害廃棄物処理計画を作

成しなさいということです。基本方針が示されましたので、それに基づいて、各自治体のほうで計画をつくらなければならなくなったというのも1つあります。それで、最近またいろいろな災害の発生頻度が多いということがありまして、早急に策定する必要があるだろうということも1つの要因であります。

次は、2ページのほうに、計画の位置付けと構成ということです。こちらのほうも、国のほうの廃棄物処理法等の指針に基づいてつくっていくような話になりますけれども、これは見ていただければよろしいかと思えます。

それと、2ページの一番下に、先ほど言いましたように、本計画は、基本的事項、平時の備え、発災時の3部構成でつくってありますということです。

3ページのほうに、計画の基本的な考え方ということです。大きく、計画には災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画という2種類がありまして、災害廃棄物処理計画、これは基本的な計画を策定することと、実行計画は、発災、実際に災害が起きたときに、効率よく、どのような方法で処理を実施するかという、具体的な計画となる、その2つから計画が成り立つこととなります。

4ページこれは役割分担。市の役割、災害廃棄物、これは市の役割の下のほうに記載してありますけれども、災害廃棄物は、一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第6条の2の規定により、市が主体となってその処理を行うということになっております。そのようなことで、災害廃棄物は一般廃棄物ということで、市が責任を持って処理しなければならないということになっております。そのようなことで、計画はそれに基づいているということになります。

次、進みまして、5ページのほうには、処理の基本方針。これは一般的な形で取りまとめてありますので、後ほどお目を通していただければと思えます。

6ページのほうに、災害廃棄物の処理体制。これは市の組織、基本的には、環境都市部の部長が総括責任という形になって、その下で資源循環課、環境クリーンセンター、この部局が責任を持って処理を実施していく形になります。

具体的な事務の内容としますと、7ページに取りまとめてあります。具体的には、ここに記載しているような内容の役割分担で実行する形になります。

8ページのほうに進みまして、対象災害とそれに伴う災害廃棄物発生量ということです。本計画では、地震災害、風水害及び自然災害を対象としてあります。その対象とする災害に対して、どのような廃棄物が災害時に発生するかということで、次のページ表1-2に記載してあります。先ほど言いましたように、災害時に発生するごみとしましては、生活ごみ、避難所ご

み、し尿、それに災害廃棄物。この災害廃棄物も、この表に示しておりますようにいろいろなごみが、このような種類が出てくるということになります。それらの性状・内容についてこの表に取りまとめてあります。

実際に災害が起きたとき、どの程度の廃棄物が発生するのかということで推計したのが10ページ以降になります。地震災害、これは神奈川県被害想定委員会が示しております表1-3の都心南部直下型地震などです。南部直下型地震から大正型地震を対象にどの程度の廃棄物が発生するかということで推計したのが11ページになります。

まず災害が発生したときのし尿の推計発生量ということで、これは避難所から出てくるし尿の量、これが表1-4。避難所ごみとして出てくるごみの量が表1-5、それと、災害廃棄物の推計発生量ということで表1-6に示してあります。この表で見ますと、一番多いのが大正型関東地震ということで表の一番の下のほうにありますけれども、94万8,700トン規模の廃棄物が発生するというような推計がされます。

それと、12ページに参りまして、風水害。風水害に関しましては、これまでの逗子市における被害状況の中で最大のものということでここに設定してあります。台風としましては昭和41年の台風4号、集中豪雨としましては昭和36年、これらがこれまでの一番大きい台風あるいは集中豪雨ということで、これらを基に廃棄物を推計したのが表1-8になります。そのようなことで、各災害を想定して発生量を推計してあります。

つぎに、13ページは、災害廃棄物の処理の流れということで、被災して、その場合は、避難所生活が主体になって、災害廃棄物、避難所仮設トイレからの収集、この辺が主になってまいります。それも災害の時間とともにいろいろ変化してきまして、その変化、トイレの使用状況というのが14ページの図1-9のほうに示してあります。最初は携帯とか簡易トイレ、それで、ある程度時間がたつに従って仮設トイレが設置されるという、このような関係の図が1-5に示してあります。それと、トイレの種類が表1-9です。仮設トイレ、携帯トイレの説明を示してあります。

15ページ、生活ごみと避難所ごみについて。生活ごみは、平時の処理体制を基本にして、避難所ごみも平時の生活ごみに準じて処理していくということで、ごみの分別もそれに合わせるということでここに示してあります。

17ページ、これが災害廃棄物の処理になります。ここで、災害廃棄物が発生しますと、生活ごみと性状が違うものですから、各家庭から一次仮置場という仮置場に各家庭が一旦運搬しまして、そちらで分別をして、資源化の処理をやっていくということで、仮置場が重要になっ

てきます。

18ページのほうに仮置場ということで、これが一次仮置場、皆さんが家庭から運ぶ場所、そちらが重要な災害廃棄物処理の要になってくるところになるかと思えます。そのことで、仮置場についてここに記載してあります。

あと、現状の逗子市における災害協定一覧表が19ページに示してあります。注釈を一番下のほうに書いてありますが、計画策定時までに新たに締結した協定は、表1-12に加えますということで、これも順次追加手続があった場合には、その辺も含めて修正をさせていただきます。

20ページからが平時の備えということです。発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理を行うため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備するというところで、どのようなことをやっていくかということでここに記載してあります。まずし尿処理業務ということで、仮設トイレと簡易トイレ、これをどのように設置するかというのと、あとは、今の備蓄状況、これを表2-1のほうに記載してあります。これが逗子の今の状況です。

それと、22ページに生活ごみと避難所ごみの処理業務。これも通常の、平時のごみの基本的な処理の流れになって処理をしていくというようなところで記載してあります。

23ページ災害廃棄物処理業務、これは実際に今度追加されてくる災害廃棄物処理業務ということで、震災が起きると、新たな業務として出てまいります。仮置場候補地の確保ということで、先ほど話しましたように、震災が起きたら、すぐ仮置場を確保して、そこに災害ごみを搬入するというようなことが必要になってまいります。それで、先ほどの想定地震の中での仮置場はどの程度必要になってくるということで必要面積を出したのが表2-2になります。震災が起きた場合、最大で26万9,000平米ほどが必要になってきます。

それで、23ページのアとして選定した仮置場候補地を示してあります。逗子市において、次のページの24ページの条件等を加味しながら、逗子市でどこが候補地として挙げられるか選んだのが表2-4の場所になります。基本的には学校のグラウンドとかその辺は、仮設住宅とか、あとは、災害廃棄物の処理の期間が場合によっては3年ほども及ぶというようなことで、学校の校地に作るのはふさわしくないということで、学校のグラウンド等は候補地から外しました。それで、逗子市内の公園等公共用地とかその辺を対象に選定していくと、このような候補地が選定され、記載してあります。

次、仮置場の設置・運営と、処理可能量ということです。実際に災害が起きたときに、逗子市の焼却場でどの程度の処理が可能になるかということで算定したのが、25ページの(2)

の表 2-5 の表になります。

26 ページが、庁内組織・人員体制ということです。これも基本的には、今後、震災が起きると、財務経験職員というのが必要になってくる。交付金の話とか、いろいろな形でこういう関係職員を含めた体制を整備しておく必要があるというようなことを記載してあります。

あとは、職員の教育訓練、この辺も一般的な話になります。

次、28 ページの一般廃棄物処理施設の強靱化。これも、震災が起きたときのために、焼却施設の処理設備が被害を被ったときのための処理の体制、稼働するための準備、機材の準備とか、その辺をのことを記載してあります。

次、29 ページが協力体制の構築。これも自分のところで処理できない場合の準備ということで、ここに記載してあります。

30 ページのほうで、市民等への啓発・広報。まずこちらのほうは、どのような内容で住民への周知・啓発の手法と内容を記載してあります。

32 ページからが、発災時の対応ということで、こちらからが実際の発災時の対応。これは大きく、発災時、震災が起きた後の対応というのと、まず大きく3つに分けられます。初動対応、応急対応、復旧・復興という、3つの対応の区分が設定されます。それで、初動対応は、大体災害が発生してから大体1週間以内ぐらい、それで、応急対応が3か月程度ぐらいまで、それで、復旧・復興というのが発災から3年ぐらいまでの期間ということで考えていきます。

次のページ、33 ページのほうに、初動対応、応急対応、復旧・復興対応と、各時間の経緯とともにどのような業務が必要になってくるかというのを整理したのがこの表になります。初動対応では、発災対応に関する体制の整備、連絡体制の確立、被害情報の収集、市民等の啓発・広報、進捗管理。し尿処理業務としますと、仮設トイレの確保・設置、状況によっては支援要請、あとは、し尿の収集・処理。それと、生活ごみ・避難所ごみ処理業務として、生活ごみと避難所ごみの収集体制の確保、生活ごみ・避難所ごみの処理体制の確保、これが初動対応ということで、発災後すぐに対応しなければならない業務です。

つぎ、3か月ぐらいまでにやらなければならないというのが応急対応の2番です。予算の確保、応急対応では、不法投棄対策、それと、実際に始まる災害廃棄物処理業務として、処理主体の確定、処理体制の構築、仮置場の設置、あとは、仮置場の管理・運営、実行計画の策定。先ほど言いました、実行計画をここでつくって、どのような方法でどこでやるかというような、そのような計画を立てていくということで、そんなことで時間の経緯とともに各作業が変わってくることになります。

それらについて計画をつくったのが、34ページからです。まずは発災後の初動対応が34ページから、ずっと進めまして43ページまでが初動対応の内容として取りまとめてあります。こちらのほうには、体制の整備とか、あと、被害情報の収集の内容、どのようなものを情報として収集すればいいのか、あとは、市民に対する、どのような情報を提供してどのような手段でやっていくのか、広報の方法、それらを示してあります。

それと、44ページ以降については、応急対応ということで、このところは予算の確保。これも震災の場合だと交付金がつくというようなことで、それに対する対応。あと、不法投棄対応です。このほかには、あとは、47ページに災害廃棄物処理業務ということで、こちらのほうに災害廃棄物の、例えば47ページですけれども、災害廃棄物処理業務としますと、具体的にさらに細かく書いてありまして、ア、処理主体の確定、イ、処理体制の構築、ウ、仮置場の設置、仮置場の管理・運営、それと、オとしまして、災害廃棄物処理実行計画等の策定、これが主な災害時の業務になります。

それらについて記載したのが、48ページからです。あとは、仮置場のレイアウトなどについて、どう配置すればよいのかとか、ここも運営・管理について記載したものになっております。

あとは、災害廃棄物の処理の方法・留意事項ということで、56ページ以降、具体的な災害廃棄物等についての処理の方法等を示してあります。

あとは、60ページのほうには処理フロー。具体的にどのような処理をやっていくのかというように処理フローを示してあります。

あとは、61ページ以降については、損壊家屋等の解体・撤去の場合の留意事項、これについて取りまとめてあります。

あと、最後は、63ページとしまして、仮設処理施設の設置について記載してあります。特に仮設処理施設の設置はなかなか用地等がないと難しい状況かと思えますけれども、必要な項目として記載してあります。

それで、65ページ、最後の項になりますけれども、復旧・復興ということですが。発災後3年程度で、最終的な仮設トイレの撤去、あと、仮置場の復旧・返却等について記載してございます。

大変時間が少なくて大変申し訳ありません。以上で説明を終わらせていただきます。

【南川会長】 長い説明ありがとうございました。それでは、委員の方、ぜひ今日言っておきたい、あるいは聞いておきたいということがあれば、お願いします。これについてもまた次

回詳しく議論をしたいと思います。

【事務局】 追加で一番最後にA3の大きな資料が1枚あります。これは先ほどの仮置場が記載してありまして、その仮置場を選定する過程をここに取りまとめたものです。

まず仮置場の候補地として、表を説明させていただきます。一番左の部分が1,000平米以上の公園等を整理し、それを各立地条件といいますか周辺環境等を踏まえてマル・バツというような形で選定しまして、最終的に残ったものが先ほどの表に入れた候補地ということです。

いろいろな条件がありまして、例えば仮置場の条件としましては、迅速な対応が必要なことから、私有地を対象にしてあります。それと、あとは、原則3,000平米ということになっておりますが、1,000平米以上でも可能性のあるものについては対象にしてあります。あと、校庭は対象外ということで、原状復旧の負担大ということ、あとは、完全復旧までの期間が長くなる可能性が大きいということで、校庭は対象外にしています。あとは、車両の搬入幅員ができれば6メートル程度あれば望ましいことと。ただ、これに該当しないようでも通行できればというようなことで若干加味はしてあります。これら条件として選んだものを第一候補ということで示してあります。これは選定したときの資料ということでお示ししてあります。

【南川会長】 ありがとうございます。私もこれ、前に見せていただいて、非常に分かりやすいし、具体的でよく検討されているなというのが第一印象です。

皆さん、いかがですか。どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 廃棄物処理の根幹になる焼却施設なんですけれども、これって耐震化っておやりになられたんですか。焼却施設の耐震化っておやりになられた？

【事務局】 基幹改良のとき耐震化も一緒に実施してあります。

【渡邊委員】 ありがとうございます。

【南川会長】 いかがですか。

想定される風水害とか地震とか書かれていますが、12ページを拝見すると、風水害としては昭和41年の災害と昭和36年とあるんですが、この頃と今の逗子市というのは随分違っているんですか。家の並び方とか、どうなんですかね。山の姿とか。それは参考になるようなことなんでしょうか、このときの経験とかというのは。

【事務局】 データがやっぱりこれしかないんで、これを出すしかなかったんですけれども、大規模な開発が入っていますので、家の数とかは変わっています。

【南川会長】 あと、前も伺いましたが、そもそも関東大震災というのは、この周辺が震源地だったんですけれども、大正12年か13年だと思うんですが、その頃だとほとんどデータ

って残っていないんでしょうね。

【事務局】 はい。

【南川会長】 関東大震災、どんなことが逗子市であったかとかいうのは分からないですよ、きっと。

【事務局】 大正の時代の大震災のときにどういう廃棄物が出たのかもそうですし、どういうことがあったのかというのはデータがないんですね。

【南川会長】 関東大震災って東京だと思うんだけど、実際は神奈川なんですよ。震源地が相模湾でしょう。それで、都市で一番やられたのは横浜なんですよ。だから、多分逗子も相当やられていると思うんだけど、きっと記録ないんでしょうね。私も全く何の知見もないんですけれども。横浜だと、山下公園とかあの辺りの埋立地がほとんど関東大震災の後の瓦礫で埋め立てたんですけれどね。

【渡邊委員】 1つ追加なんですけど。どうしても気になるんですけれども。

【南川会長】 どうぞ。

【渡邊委員】 このA3の表の第一候補地の全地区合計、これ、報告書にも書いてあるんですけれども、12万2,000平米に対して、大正のそれこそ大地震のときって26万9,000平米だと。ミスマッチが倍ぐらいあるんですけれども、これは起きちゃったら困るという話なんですか。

【事務局】 26万9,000は、関東大震災ですね。この規模が起こると、もうここだけでは全然足りない。

【南川会長】 そうですね。そのときは広域でやるしかないんですけれどね。さっき市長も言われましたけれども、陸前高田とか、私も3月から行っていましたがけれども、ああいう次元になると、1つの自治体で対応することじゃなくて、国なり県も全部入って、県境とか越えて処理しないとどうしようもないですね。

【渡邊委員】 倉敷の災害のときに私も実際に現地に入っているんですけれども、そのときはもうやむを得ずだったと思うんですけれども、一次仮置きというのが学校の校庭は使っていましたね。ただ、確かにここに書いてあるとおりで、原状復旧が……。

【南川会長】 時間かかりますよね。

【渡邊委員】 路上を何ミリ削ってみたいの話もやっていたから。

【南川会長】 いかがですか。

【橋詰副会長】 次回以降でいいんですけれども、この中に災害廃棄物処理実行計画という

言葉が出てきますよね。その実行計画に当たるものを今までつくられたことがあるんですか。要は、そういう災害に遭ったことがあるかという質問になるんですが。それから、実行計画のひな形みたいなものというのはつくれるんですかね。示せるんでしょうか。

【事務局】 まず、これ、今までそういう災害に遭ったことはないので、つくったことはないです。

【橋詰副会長】 で、ひな形は？

【事務局】 ひな形については、手をつけていない状況です。

【橋詰副会長】 ほかの自治体でも災害廃棄物処理計画をつくっていて、私もそれなりの意見を言わせてもらうんですけども、いつも思うのが、実際に災害が起きたときに、次は何をやるのかと、こうですね。これは、要は、基本的にこんなことが起きそうだし、このぐらいの量が出るだろうから、こんな準備が必要だよということを整理するわけですね。その次のステップはというと、多分実行計画というものになるだろうと思うんです。そうすると、実行計画が書けないと意味がなくなってしまって、実行計画のひな形を作っておく必要があるんじゃないかと思うんです。それはどこかでお示しただけのほうがいいんじゃないかと思うんですね。

【事務局】 例えば手をつけているのが初動対応マニュアルということで、実行計画に近いものです。実際に具体的にどういう状況で、どの部署の誰が何をするかという、その役割分担など具体的な初動対応、そちらが重要になってくるかなということで今考えています。

【橋詰副会長】 多分、例えば最終的には収集作業車の1号車から何号車はどこ行ったら、これは言わば作業指示になるので、そのレベルの前のところに実行計画って多分あるはずなので、そこが、プロなんかは分かるんでしょうけど、私なんかだと分からなくて。それが多分ないとその場になって慌てるということになると思うので、そこが大事なような気がするんですね。

【南川会長】 よろしいですか、あとは。では、議論は取りあえず今日はここまでにさせていただきます。

では、今後のスケジュールについて、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】 では、今後のスケジュールについて説明いたします。資料3、任期期間における審議内容及びスケジュール（案）を御覧ください。

まず、令和2年度のスケジュールの10月が今日です。第1回目、諮問させていただきました。11月又は12月の頭ぐらいで第2回で、ここで審議をしていただきたいと思っています。そして、第3回目が1月ぐらいを予定して、ここで答申をいただきたいと思っています。その

後、その案についてうちのほうでパブリックコメントをかけまして、3月末に両方の計画について策定をしたいと考えています。

来年度は、生ごみの収集・処理方法の変更についてというものを審議していただきたいと思っていますので、今年度の最後の2月の第4回に生ごみの収集・処理方法についての情報を出せるところまで出させていいただいて、来年度の審議の前段階の情報をこちらから説明させていただきたいと思っています。

【南川会長】 ありがとうございます。この整理で何かございますか。じゃ、基本的にこういう流れに沿ってこれから議論をさせていただこうと思います。

最後ですが、日程についてお願いします。

【事務局】 次回の日程についてなんですけれども、今日、机の上に第2回廃棄物減量等推進審議会の日程調整表というものを置かせていただきました。帰りにここにマル・バツをつけていいただきまして、裏返しにして机のところに置いておいてください。それに基づきまして日程調整をさせていただきたいと思います。以上です。

【南川会長】 じゃ、皆さん、日程、マル・バツを書いていいただいて、机に置いておけばいいんですね。

【事務局】 はい。すみません、あと1点、先ほど質問があった2030年度の資源化の目標の関係なんですけれども、一般廃棄物基本計画の一番最後のページ、79ページのところに、個別に何を資源化するのかというものが書いてあります。一番左が0になっているものが資源化していないものです。下の最後の紙ごみ、生ごみ、紙おむつという、3つ書いています。この紙ごみ、生ごみが今回のメインになるということです。あと、紙おむつについては、国全体でこれからものすごい量が増えてきて、資源化をしたいという方向で今しているんですけども、実際どうなるか分からないので、ここは0で、入っていません。以上です。

【南川会長】 はい、分かりました。

では、今日は以上にします。ありがとうございました。

— 了 —